

令和6年1月9日

大臣官房官庁営繕部整備課

設計業務の委託料算定を、より実態に合うものに

～官庁施設の設計業務等積算基準を約5年ぶりに改定～

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」は、官庁施設に係る設計・工事監理業務等の委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を、業務報酬基準^{※1}の考え方に基づき定めたもので、公共発注機関において広く活用いただいているものです。

今般、国土交通省は、「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」について、業務報酬基準の改正^{※2}を反映させるとともに、実態調査^{※3}の結果に基づき算定方法を見直すなどの改定を行いました。

■ 改定の主なポイント：業務量の算定方法（算定式・算定係数等）の見直し**①新築設計業務・新築工事監理業務**

業務報酬基準の改正に伴い、改定後の略算表に対応した算定方法へ見直しました。

②改修設計業務

図面1枚当たりの所要工数（業務人・時間数）を見直しました。

建築	[改定前]	12.540	→	[改定後]	13.567	8.2%上昇
設備	[改定前]	9.357	→	[改定後]	10.233	9.4%上昇

③積算業務

「実施設計業務の業務量」に対する「積算業務の業務量」の割合を見直しました。

・新築設計業務における積算業務の場合

[改定前] 実施設計業務量 × 0.2 → [改定後] 実施設計業務量 × 0.25

■ その他：諸経費率（業務報酬基準に基づき設定）及び技術料等経費率は変更ありません。

※1 建築士法第25条に基づき定められる「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」

※2 令和6年1月9日に令和6年国土交通省告示第8号として公布・即日施行。

※3 官庁営繕発注業務を近年受注した設計事務所が対象（調査期間：R4.9.16～11.30）

【問い合わせ先】国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 櫻木、藤木

電話：03-5253-8111（内線23433、23434）、03-5253-8240（直通）

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要

○業務報酬基準※の考え方に基づき、官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの。

※建築士法第25条に基づく「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」

改定の経緯等

平成21年4月1日 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」を制定

平成28年2月1日 一部改定（平成27年国土交通省告示第670号の反映等）

平成31年1月21日 一部改定（平成31年国土交通省告示第98号の反映等）

令和6年1月9日 今回改定：業務報酬基準の改正※（令和6年国土交通省告示第8号の制定）を反映するとともに、
官庁施設の設計業務等に係る実態調査結果に基づき算定方法を見直すなどの改定を実施

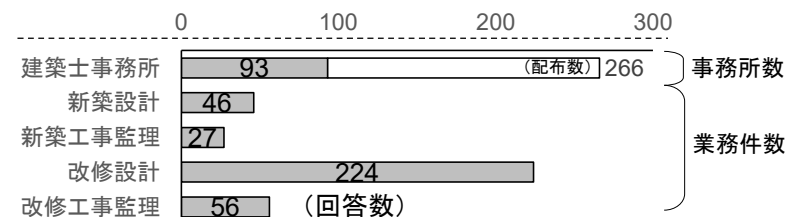
※平成31年国土交通省告示第98号を廃止し、令和6年国土交通省告示第8号を制定。平成27年国土交通省告示第670号は改正なし。

（参考）官庁施設の設計業務等に係る実態調査

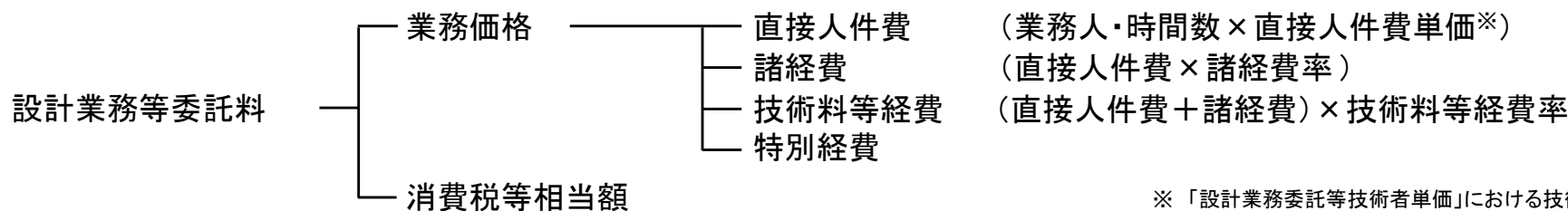
○官庁施設の新築及び改修の設計・工事監理業務に係る業務量の実態を把握するため、設計事務所に対する実態調査を実施。
○調査対象266事務所中93事務所から回答（回収率35%）。

<調査概要>

- ・調査期間：令和4年9月16日～11月30日
- ・調査対象：官庁営繕発注の業務を近年受注した設計事務所
- ・調査内容：業務内容の項目毎に要した業務人・時間数等



設計業務等委託料の構成



※「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価

改定概要① 新築設計業務・新築工事監理業務の算定方法の見直し

- 新築設計業務及び新築工事監理業務の委託料算定に用いる「床面積に基づく業務人・時間数の算定方法（算定式・算定係数等）」について、業務報酬基準の考え方に基づき見直し
- 新築設計業務及び新築工事監理業務の委託料算定に用いる「業務細分率^(※1)の設定」について見直し
- 新築工事監理業務の委託料算定に用いる「標準的な対象外業務細分率^(※2)」について見直し^(※3)

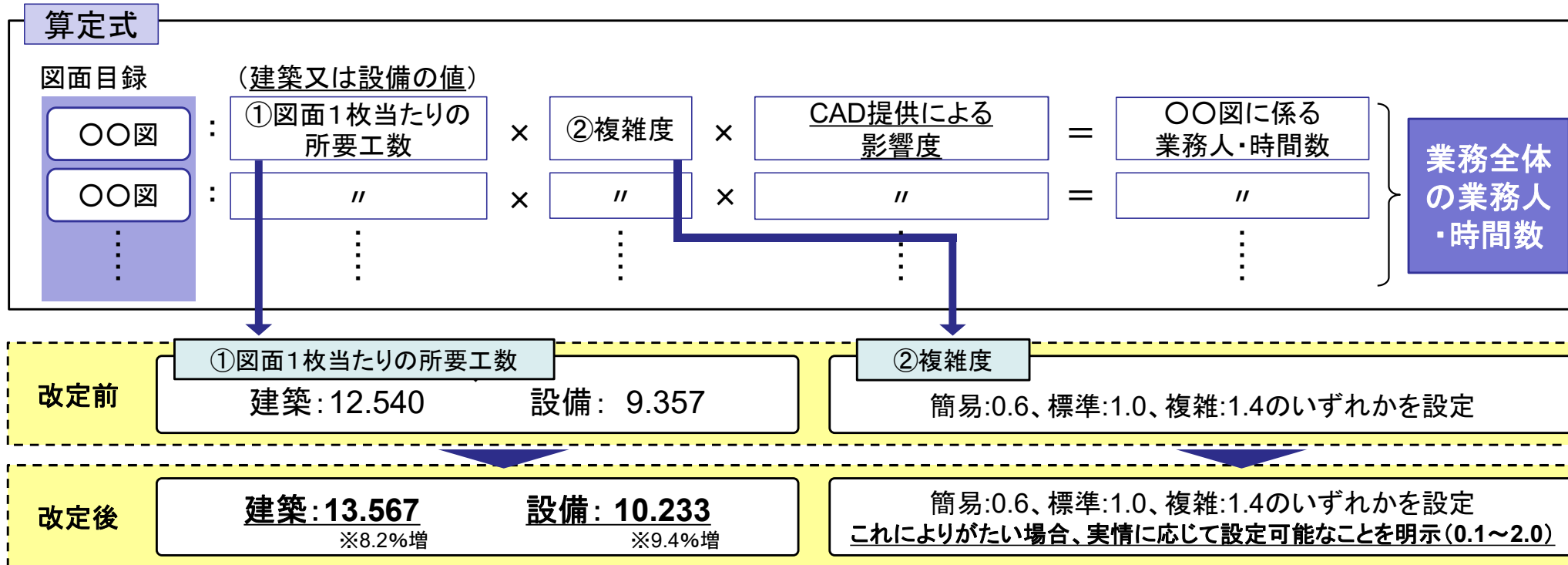
※1 標準業務の業務量(全体)を1とした場合の、個々の「業務内容の項目」の業務量の割合

※2 会計法に基づく監督業務を発注者が実施することで、業務内容の一部を委託業務の範囲外とすることを契約図書に定めた場合における、「標準業務」のうち「委託業務の範囲外」とする業務の割合

※3 対象外業務細分率の見直し(0.12→0.09)により、委託業務の範囲内となる業務量は3.4%増

改定概要② 改修設計業務の算定方法の見直し

- 改修設計業務の委託料算定に用いる「図面1枚当たりの所要工数」について見直し
また、複雑度について、実情に応じて設定することが可能となるよう見直し



改定概要③ 積算業務の算定方法の見直し

○「実施設計業務の業務量」に対する「積算業務の業務量」の割合について見直し

■ 新築設計業務における積算業務の業務量

改定前

$$\text{積算業務に係る業務人・時間数} = \text{実施設計に係る業務人・時間数} \times 0.2$$

改定後

$$\text{積算業務に係る業務人・時間数} = \text{実施設計に係る業務人・時間数} \times \underline{0.25}$$

■ 改修設計業務における積算業務の業務量

改定前

$$\text{積算業務に係る業務人・時間数} = \left(\text{実施設計に係る業務人・時間数} \right)^{0.796} \times 0.8872$$

改定後

$$\text{積算業務に係る業務人・時間数} = \text{実施設計に係る業務人・時間数} \times \underline{0.21}$$

その他（諸経费率及び技術料等経费率）

○諸経费率^{※1}及び技術料等経费率^{※2}は従前通り

※1 「直接人件費」に対する「諸経費（直接経費及び間接経費の合計）」の割合（業務報酬基準に基づき設定）
 ※2 「直接人件費及び諸経費の合計」に対する「技術料等経費」の割合

（参考）諸経费率及び技術料等経费率

	諸経费率	技術料等経费率
設計業務及び工事監理業務による場合 ^{※3}	1.1	0.15

※3 「官庁施設の設計業務等積算要領」第2章2.、3.、5.又は6.の算定方法による場合

平成27年国土交通省告示第670号は改正が無いため、耐震改修設計業務及び耐震診断業務の委託料を積算する場合の算定方法（「官庁施設の設計業務等積算要領」第2章4.又は7.の算定方法）には変更なく、その諸経费率（1.0）、技術料等経费率（0.2）についても変更なし。